

平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」を支給

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯へ臨時特例的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。

◆支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給する人が対象です。

なお、平成27年6月分の特例給付の受給者は対象外です。特例給付の受給者とは、平成26年中の所得が、児童手当の所得制限限度額以上である人（児童1人当たり月額一律5千円が支給される人）をいいます。

注 児童手当の額の改定の請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象とならない人も支給対象となり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村に相談してください。

◆対象児童

支給対象者（上記）の児童で、中学校卒業前（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）です。

また、基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童も対象児童です。

注 給付金の支給決定までの間に亡くなった児童は対象外です。

支給額 対象児童1人につき3千円

支給月 10月予定

基準日 平成27年5月31日

申請期間 6月1日（月）～12月1日（火）

申請用紙 平成27年度児童手当・特例給付現況届と併せて申請用紙を同封しています。

平成27年5月1日～31日までに生まれた児童の保護者については、7月に申請用紙を郵送します。

申請先 基準日時点で住民票のある市区町村へ申請してください。

注 平成27年6月1日以降に別の市区町村へ転出した場合でも、基準日時点で住民票のあった市区町村が窓口です。

注 DV被害で守口市に住民票がない人でも、守口市で申請を受け付けることができます。

注 公務員は、基準日時点で住民票が守口市にある人が対象です（勤務先からの案内を確認してください）。

扶養親族などの人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

注 扶養親族などが6人以上の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円を加算した額です。

注 過去の保険料を完納している世帯は、口座振替による納付も選択できます。

注 過去の保険料の内容について
問 保険料課
TEL 06・6992・1532、1625

注 納付の相談について
問 保険料課
TEL 06・6992・1537、1538

▽申請について
問 子育て支援課・支援係
TEL 06・6992・1647

▽子育て世帯臨時特例給付金の概要について
問 厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル
TEL 0570・037・192

平成27年度 国民健康保険料が決定

平成27年度の国民健康保険料納入通知書を平成26年中の所得金額に基づいて計算し、6月中旬ごろに各世帯に郵送します。

国民健康保険料は原則として、平成27年6月～平成28年3月までの10回納期で納めてください。

国民健康保険料は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に区分され、世帯の所得金額にかかる所得割額、世帯員一人ずつにかかる被保険者均等割額、世帯ごとにかかる世帯別平等割額をそれぞれ計算し、合算した金額が納める保険料となります。

平成27年度の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料率と保険料額の計算方法は、左表のとおりです。

国民健康保険料の納付方法

国民健康保険料の納付方法には、3つの方法があります。一番安全で確実なのは口座

す。

なお、平成27年度の賦課限度額は医療保険分が52万円、後期高齢者支援金分が17万円、介護保険分が16万円です。国民健康保険料は、市町村ごとに料率や均等割額などを定めることとなっています。

注 実際に各世帯が負担する保険料は、市町村の中でも世帯構成や所得金額などによって異なるため、単純に料率や均等割額だけをもって、ほかの市町村と比較して、判断することはできません。

振替による納付ですが、各世帯の都合に合わせて納付しやすい方法を利用してください。ただし、特別徴収（年金天引き）は個人で選択できません。

①口座振替による納付

金融機関（ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関）の指定口座から毎月27日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に引き落としします。

②自主納付

金融機関やコンビニエンスストアでの納付です。
③ 特別徴収（年金天引き）
国民健康保険料を年金から徴収します。
次の3要件すべてにあてはまる世帯が対象です。
○ 年額18万円以上の年金を受給している
○ 国保加入者がすべて65歳以上75歳未満
○ 介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない

設定条件
① 国保加入人数 4人（うち2人は40歳～64歳）
② 平成26年中所得 営業所得 190万円

ステップ① 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のおおのの年間保険料を計算します。

医療保険分保険料	
平成26年中所得	基礎控除
【所得割】(1,900,000円-330,000円) × 8.80/100 =	138,160円・・・(ア)
1人当たり均等割額	
【被保険者均等割】加入人数4人 × 26,040円 =	104,160円・・・(イ)
【世帯別平等割】1世帯当たりの保険料額	35,160円・・・(ウ)
医療保険分の年間保険料	
(ア) 138,160円 + (イ) 104,160円 + (ウ) 35,160円 =	277,480円・・・(エ)
(10円未満切捨て)	

後期高齢者支援金分保険料	
平成26年中所得	基礎控除
【所得割】(1,900,000円-330,000円) × 2.70/100 =	47,100円・・・(オ)
1人当たり均等割額	
【被保険者均等割】加入人数4人 × 9,240円 =	36,960円・・・(カ)
【世帯別平等割】1世帯当たりの保険料額	12,600円・・・(キ)
後期高齢者支援金分の年間保険料	
(オ) 47,100円 + (カ) 36,960円 + (キ) 12,600円 =	96,660円・・・(ク)
(10円未満切捨て)	

介護保険分保険料	
平成26年中所得	基礎控除
【所得割】(1,900,000円-330,000円) × 2.70/100 =	42,390円・・・(ケ)
1人当たり均等割額	
【被保険者均等割】40歳～60歳の人数2人 × 10,560円 =	21,120円・・・(コ)
【世帯別平等割】1世帯当たりの保険料額	10,080円・・・(サ)
介護保険分の年間保険料	
(ケ) 42,390円 + (コ) 21,120円 + (サ) 10,080円 =	73,590円・・・(シ)
(10円未満切捨て)	

ステップ② 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

年間国民健康保険料	
医療保険分 (エ)	277,480円
後期高齢者支援金分 (ク)	96,660円
介護保険分 (シ)	73,590円
年間国民健康保険料	447,730円

ステップ③ 実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

各月の国民健康保険料	
【6月分】	44,800円
【7月分～3月分】	44,770円

平成26年度		
区分	項目	H26 保険料
①医療保険分	均等割額	26,760円
	世帯割額	37,440円
	計	64,200円
②後期高齢者支援金分	均等割額	9,720円
	世帯割額	13,560円
	計	23,280円
③計 (①+②)	均等割額	36,480円
	世帯割額	51,000円
	計	87,480円
④介護保険分	均等割額	11,880円
	世帯割額	12,360円
	計	24,240円
⑤計 (③+④)	均等割額	48,360円
	世帯割額	63,360円
	計	111,720円
⑥所得割限度額	所得割	12.75%
	限度額	67万円
	⑦所得割限度額	所得割
	限度額	14万円

平成27年度		
区分	項目	H27 保険料
①医療保険分	均等割額	26,040円
	世帯割額	35,160円
	計	61,200円
②後期高齢者支援金分	均等割額	9,240円
	世帯割額	12,600円
	計	21,840円
③計 (①+②)	均等割額	35,280円
	世帯割額	47,760円
	計	83,040円
④介護保険分	均等割額	10,560円
	世帯割額	10,080円
	計	20,640円
⑤計 (③+④)	均等割額	45,840円
	世帯割額	57,840円
	計	103,680円
⑥所得割限度額	所得割	11.80%
	限度額	69万円
	⑦所得割限度額	所得割
	限度額	16万円

